

陳情第116号 富士見周辺地区整備計画に伴うテニスコートの新設を求める陳情

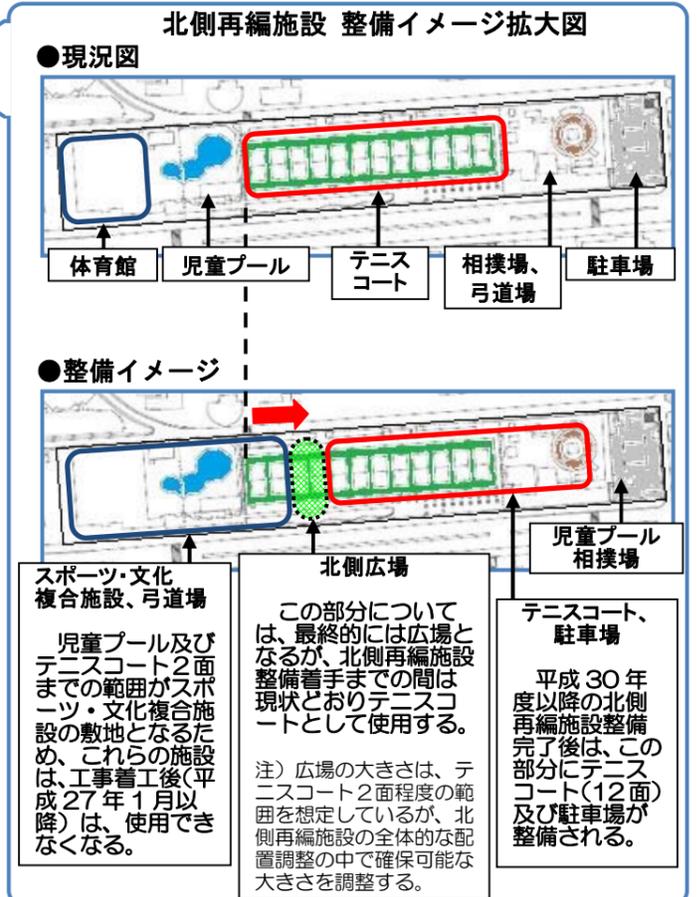
● 富士見周辺地区整備計画の概要

1. 経過

【現況図】



2. 将来整備イメージ図



(1) 富士見周辺地区整備基本計画

平成 20(2008)年 3月策定

富士見周辺地区には、富士見公園を中心に様々な市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっていますが、公園本来の緑地や広場が少ないことや市民利用施設の老朽化への対応などが課題となっていることから、これらの課題を解決するための基本的な整備方針を定めるものとして策定した。

整備目標① 富士見公園の再生

公園本来の機能である緑地や広場の確保に努め、都心における総合公園にふさわしい都市公園としての機能回復を図る。

整備目標② スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

市民利用施設については、市民の利便性の向上や安全性の確保に努めるとともに、都心にふさわしいスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図る。

(2) 富士見周辺地区整備実施計画

平成 23(2011)年 3月策定

「川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画」の策定との調整を行いながら、公園・各施設の段階的な整備の推進に向け、公園区域全体の整備の進め方、各施設の整備方針、整備手順などを取りまとめ、概ね 10 年程度の整備スケジュールを示し、再編整備を行うことを目指すものとして策定した。

3. 主な施設の整備状況・スケジュール

整備等項目	平成25年度	整備推進期間(概ね8か年)	
		前期(平成26~29年度)	後期(平成30~33年度)
スポーツ・文化複合施設	●PFI事業 事業者募集・選定	スポーツ・文化複合施設整備 29年度10月供用開始(予定)	
市民館・区役所	●整備検討	整備に向けた取組の推進 (計画策定・地域協議・設計等)	市民館・区役所整備
北側再編施設 (駐車場、テニスコート、相撲場、児童プール)	●整備検討		北側再編施設整備
長方形競技場	●南側スタンド(仮称メインスタンド)(完成予定) ●北側スタンド(仮称バックスタンド)工事	平成26年度完成	第2段階整備の検討 (競技需要等を踏まえて、整備時期・規模等を総合的に判断)
川崎競輪場	●西側施設・新選手管理棟等(完成予定) ●メインスタンド耐震工事等	第1段階整備(コンパクト化・既存メインスタンド耐震化) <平成28年度目途>	将来のコンパクト化の検討 (まちづくりの視点や長期的展望を視野に入れ、将来の競輪場のあり方を継続的に検討)

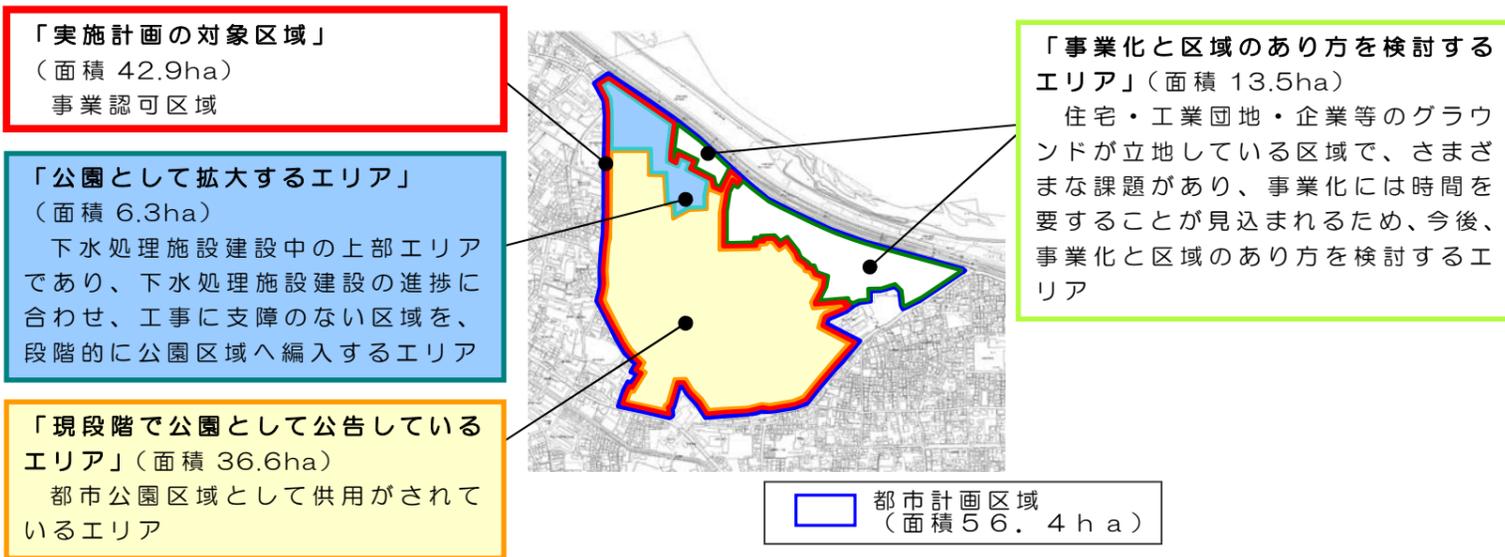
● 等々力緑地再編整備の取組

1 等々力緑地再編整備実施計画（平成23年3月策定）

緑地内の緑と水、安全・安心の場、動線の再整備、緑地へのアクセス改善など、緑地全体の再整備の方向とともに、陸上競技場や硬式野球場をはじめとした主要施設の整備の方向と配置、整備手順・スケジュールについてとりまとめました。

2 再編整備計画対象区域

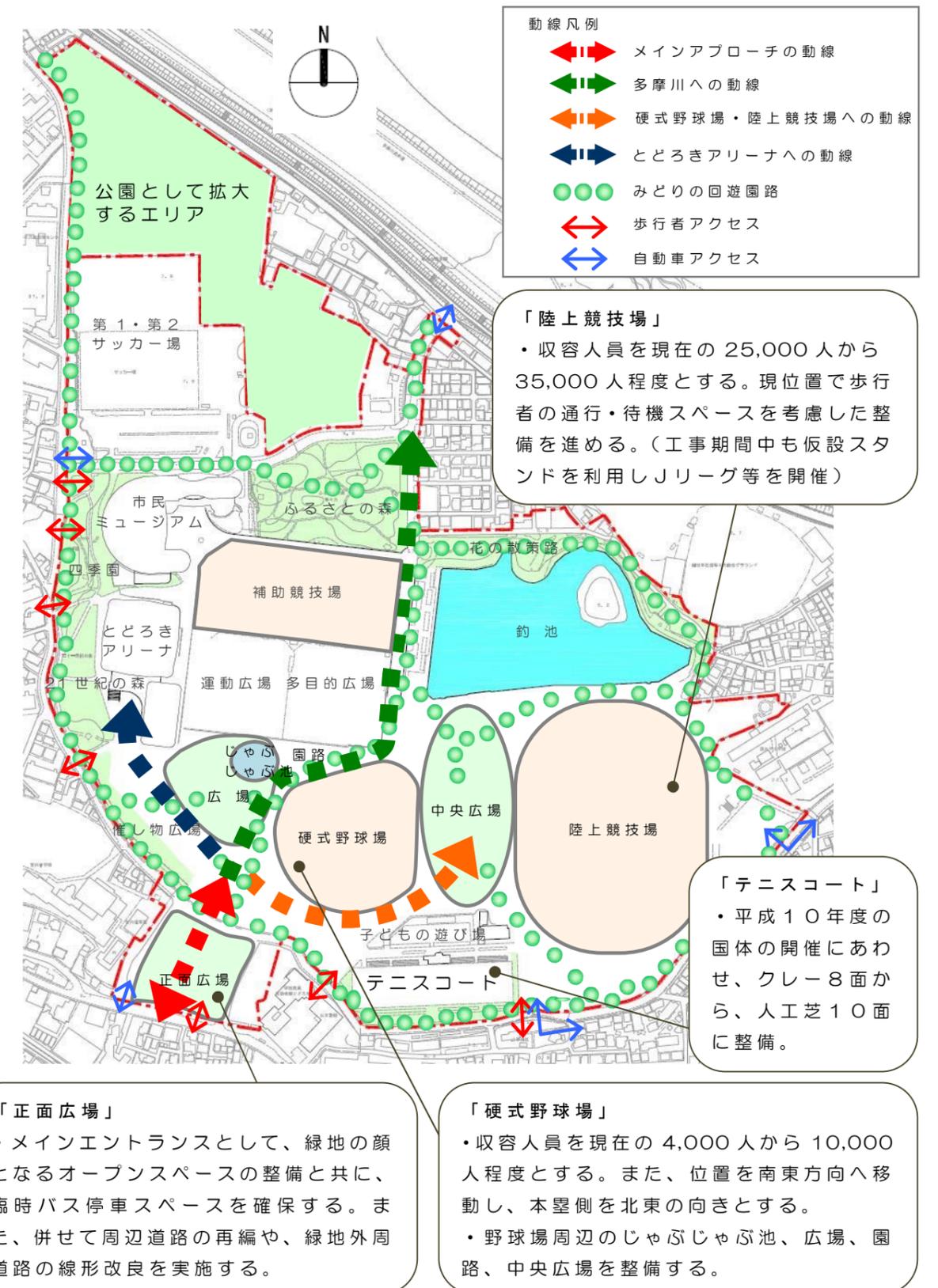
「等々力緑地再編整備実施計画」の対象区域は事業認可区域としています。



3 整備スケジュール

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30以降
	再編整備計画期間					
陸上競技場	第1期整備		外構	事業評価	設計	第2期整備
硬式野球場	設計		発注	解体	整備	
じゃぶじゃぶ池・広場・園路				設計	整備	
中央広場				設計	整備	
正面広場	設計	整備				

施設配置計画イメージ図



●等々力緑地再編整備計画における『公園として拡大するエリア』（約 6.3ha）



2 公園管理区域

- ①再編整備期間中は、陸上競技場や野球場の整備に伴う樹木の仮植え場や残土置き場、資材置き場として利用する。
- ②再編整備に伴い移設が必要となった多摩川管理事務所の車庫・倉庫を暫定設置している。
- ③以前から、花壇（市民活動スペース）、陸上競技場の芝生養生地として利用している。



樹木仮植え場

『公園として拡大するエリア』の整備について

等々力水処理センターの工事完了年度が平成36年度（予定）となっていることから、当該地の公園整備工事の着工は平成36年度以降となる。

現在の「実施計画」が平成23年から、おおむね10カ年の整備スケジュールであることから、計画の更新時期を見据えて、当該区域の土地利用計画について具体的な検討を行う。なお、検討に際しては、少年野球場の整備について請願が採択（平成6年）されていることや、議会においてもサッカー場、パークボール場、ドッグランの整備について要望があることなどを踏まえて検討を行う。また、この区域は多摩川緑地との連続性を確保するために必要な区域であり、地下に下水施設が整備されるため上部に重量のかかる大規模な構造物を築造することが困難であることも踏まえ、広場やグラウンドなどの整備を基本として、まとまりのある緑の空間を創出していく。

1 等々力水処理センター建設区域

- ①水処理センター工事完了年度 平成36年度（予定）
- ②高度処理施設及び流量調整地の整備においては、互いの建設予定箇所を工事ヤードや残土置き場として利用する。
- ③公園としての上部整備は、平成36年度以降となる見込みである。
- ④現在は、イベント時の臨時駐車場や資材置き場として暫定利用している。



臨時駐車場

等々力水処理センター高度処理事業

参考資料

高度処理はなぜ必要なの？

高度経済成長に伴い著しく悪化した海や川の水質は、下水処理場の整備によって大きく改善され、多摩川ではアユが遡上するまできれいな川となりました。しかし、東京湾では、海水の温度が上昇する春から夏にかけてプランクトンが異常繁殖し、海水の色が赤くなる「赤潮」の発生が問題となっています。赤潮の発生は、窒素やリンの増加による水域の富栄養化が要因であり、これら窒素とリンを除去するため等々力水処理センターの高度処理化に取り組んでいます。

処理施設の概要



東京湾の水質はさらなる改善が必要です

昔

現在

将来

多摩川の昔と現在

昭和40年代半ばの多摩川（田園都市線）
現在の多摩川

水質汚濁の原因

- 窒素・リンがいったい
- 有機物
- リン
- 窒素

赤潮等の原因（栄養塩類）

プランクトンの異常発生

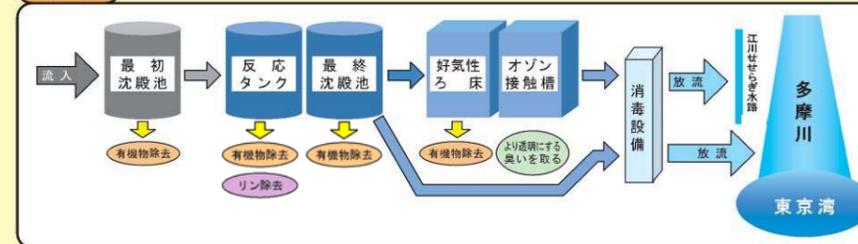
たくさん食べて仲間を増やす

赤潮の発生

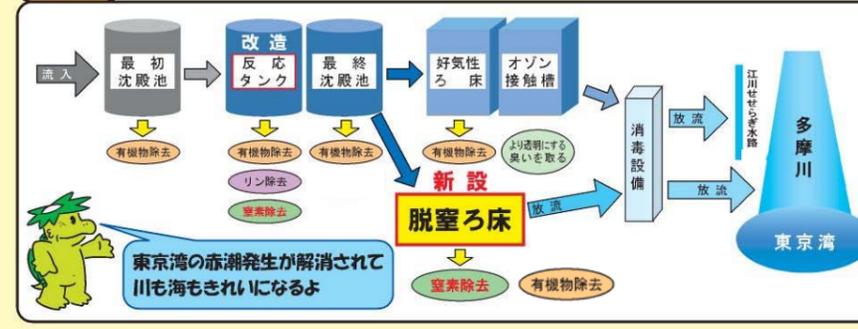
高度処理水の有効利用

よりきれいになった処理水は、川や海に放流されるだけでなく、せせらぎ用水や防災用水としても利用されています。また、再整備が進められている等々力緑地において水洗トイレの用水や散水などに利用する計画に取り組んでいます。

現在



将来



★ 高度処理事業の目的

東京湾流域別下水道整備総合計画*で定められた放流水質の達成

★ 目標

- (1) 年次：平成36年度
- (2) 水質項目：COD（化学的酸素要求量）、窒素、リン

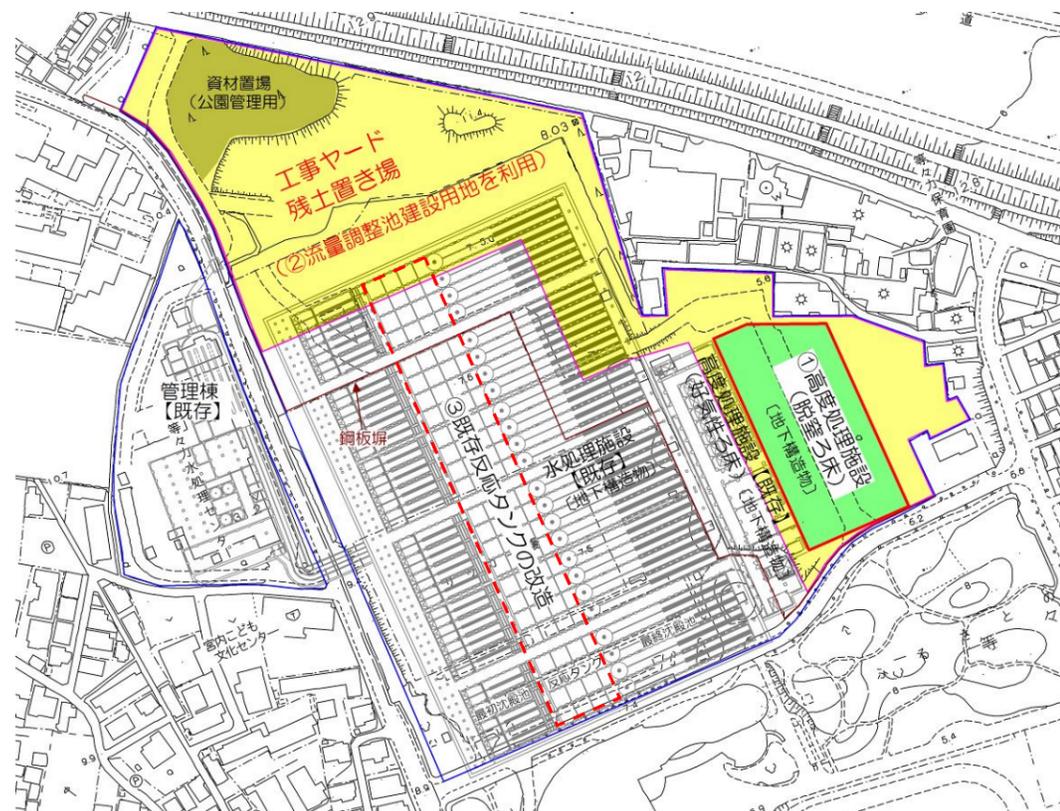
★ 整備概要

- ① 高度処理施設（脱窒ろ床）の新設……窒素除去
- ② 流量調整池の新設……水処理センターに流入する下水量の時間変動の平均化
- ③ 既存反応タンクの改造……窒素・リン除去

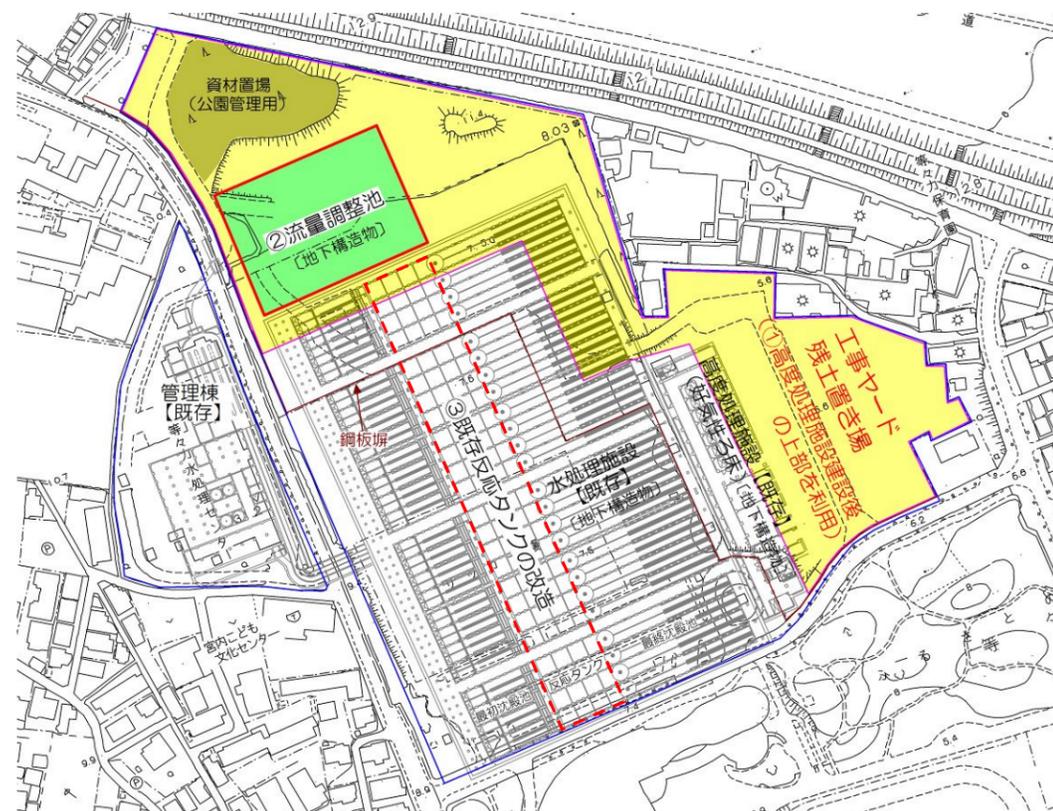
※東京湾流域別下水道整備総合計画とは

河川、海域等の公共用水域の水質環境基準（環境基本法第16条）を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、下水道法第2条の2で規定された東京湾流域に位置する自治体の下水道事業計画の上位計画です。

第一段階〔高度処理施設（脱窒ろ過）建設〕



第二段階〔流量調整池建設〕



～凡例～

- 地上からの工事
- 既存地下施設内の工事
- 建設用地